

組合規約の変更など議決

第二回 定例会

議会だより

本会議は、九月二十日から十月六日まで、の会期十五日間で提出の案件十二件、議員提案一件、陳情二件の受付が行なわれ、それぞれ慎重な審議がなされ、特別委員会の審議を経て、原案通り可決されました。

一、一部事務組合の規約等の改正に伴う議案、六件

新潟県町村人事々務組合、新潟県自治会館管理組合、新潟県消防団員等公債組合、新潟県町村職員退職手当組合二件、新潟県交通災害共済組合の各一部事務組合規約を改正したいとするもので原案通り可決されました。

二、村道路線の一部変更について

一件。
本件は旧大別当樋管を通じて土手に通ずる道路の付け替えであり、延長が十五米延びたもので、原案通り可決されました。

三、工事請負契約の変更、三件

(一) 庁舎建設の本体工事が契約額一六五四〇千円を一四七六千円に変更するもの。
(二) 庁舎建設の電気設備工事が

諸収入△三五千円であり、又、才出は通勤通学者の自転車置場の施設設置等に八〇〇千円、毎年十一月三日に行なっている表彰の記念品代が一七〇千円、新庁舎の業務開始に伴い火災報知器保守点検や高圧電気技術者、自動ドア等専門的分野の業者委託料五六六千円、竣工式の費用等二〇六八千円、庁舎および関係工事費一五六千円、庁舎備品で二五〇〇千円、憩の家暖房修理四六千円、憩の家警備委託一九三千円、保育所警備委託二三四千円、衛生関係各種委員の手当一六九千円、銘柄米(越光)出荷奨励金一二七千円、モデル事業の計画作成のための航空写真地図三〇〇千円、曲通農機具利用組合補助金三七八千円、村道整備事業、宅排事業等八二七〇千円、部落宅排事業の補助一一九二千円、消防費では用水取水電気料、取水工事、土のう積、防火水槽設置等一〇七三千元、小学校校歌制定等三〇〇千円、中学校窓枠工事、校門出入口整地等で一六九〇千円、修理費等二六〇千円、その他備品、消耗品、旅費、役務費、各協議会負担金等三五四一千円であり原案通り可決されました。

五、国民健康保険制度の改善強化に関する意見書が議員発議で提出

新潟県の最低賃金が 改正されました

新潟県内で働くすべての労働者に適応される「新潟県最低賃金」が、次の通り改正されました。

これにより使用者は、最低賃金の適用を受ける労働者に対してはこの最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりません(法5条1)され、国保制度の現状にかんがみ、主旨が当であると満場一致で決議され、関係機関に意見書を提出されることとなりました。

(一)、老令者の医療保障に関する抜本的改革措置を昭和五十三年度中に実現すること。(二)(三)は省略させていただきます。

六、陳情書の受付表題(敬称略)
(一)、新潟県老人医療の団体連絡会議代表者 酒井 澄 より「老人医療費の有料化に反対する」陳情書
(二)、大字大別当総代、小湊米吉(総代、副総代外協議員一同署名捺印)より「旧味方樋管跡地利用について」陳情書(受付順)

以上二件について本会議の議決及び発議の主旨にも合致する処であり要旨妥当と認め採択された。

最低賃金の件名	最低賃金額	除外賃金	効力発生日
新潟県最低賃金	1日 2,247円	当労働者手当 当労働者手当 当労働者手当 当労働者手当 当労働者手当	52.11.4
	1時間 281円		

「効力の発生日以後は上記金額以上を支払わなければならない。」
「本表の除外賃金及び次の賃金については、最低賃金に算入できません。」
①臨時に支払われる賃金及び一ヶ月を過ぎる期間毎に支払われる賃金。
②時間外及び深夜割増
③休日割増
④2以上の最低賃金の適用を受ける場合には、金額の高い方の最低賃金が適用されます。

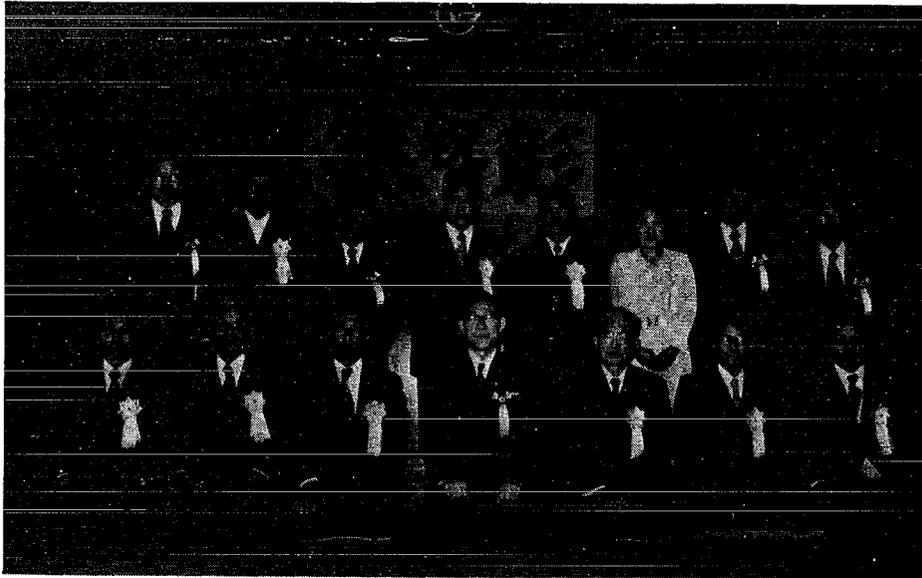
最低賃金について不明な点があれば、最寄りの監督署又は基準局までお問い合わせ下さい。

功労をたたえ 菊薫る文化の日、二十三氏を表彰

村では、村政の発展・産業・文化・社会福祉の向上などに永年にわたって尽力され、その功労の顕著な方々を毎年十一月三日、文化の日、村の表彰条例に基づいて表彰を行います。今年度は次の方々が表彰されました。

- 九山 新吉殿 昭和三十三年四月より月潟村職員として勤務
- 五十嵐 勉殿 新庁舎に絵画を寄贈
- 青柳 正二殿 交通指導車を寄贈
- 金子久四郎殿 庁舎建設に五十万円を寄付
- 野沢佐武郎殿 新庁舎村長室に大理石ツボを寄贈
- 白山 正雄殿 庁舎建設に二十万円を寄付
- 小林 徳市殿 中学校三十周年にあたり二十万円を寄付
- 田辺 等殿 中学校三十周年にあたり十五万円を寄付
- 河井 友吉殿 中学校三十周年にあたり十万円を寄付
- 間島仁太郎殿 中学校三十周年にあたり十万円を寄付
- 滝沢 正直殿 中学校三十周年にあたり五十万円を寄付

- 吉原 功殿 中学校三十周年にあたり十万円を寄付
- 曾山 孝一殿 中学校三十周年にあたり十万円を寄付
- 金子久四郎殿 中学校三十周年にあたり二十万円を寄付
- 武田 ヨネ殿 身体測定器(十万円相当)を寄贈
- 植村 脩殿 セメント像「想」を新庁舎に寄贈
- 原 孝二殿 庁舎建設に十万円を寄付
- 原 省三殿 庁舎建設に十万円を寄付
- 市島 政二殿 庁舎建設に十万円を寄付
- 植村脩さん、五十嵐勉さん、金子村長、野沢佐武郎(代理兄徳二郎)さん、間島義衛さん、田村幸也さん、後列右から池田収入役、小林議長、武田ヨネさん、青柳正二さん、曾山登志男さん、市島政二(代理兄重一)さん、丸山新吉さん、田中助役、笹川、金子、白山、小林、田辺、河井、間島、滝沢、吉原、曾山、原孝二、原省三の各氏は欠席されました。



二、満八年以上議会議員の職にあった者
曾山登志男殿 昭和四十四年二月より今日まで議会議員として勤務
三、村の職員として満二十年以上勤続し成績がすぐれ功労があると認められる者

- 間島 義衛殿 多年にわたり社会教育委員として勤務された功績
- 田村 幸也殿 月潟中学校卓球部顧問として、卓球関東大会及び全国大会出場の栄誉をもたらした功績

- 間島 義衛殿 多年にわたり国民健康保険運営委員会委員として勤務された功績
- 田村 幸也殿 月潟中学校卓球部顧問として、卓球関東大会及び全国大会出場の栄誉をもたらした功績